

(証券コード 3945)
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋五丁目18番11号
bd スーパービック株式会社
代表取締役社長 樋 口 肇

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただき、書面による議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地
当社 所沢工場 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第85期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件

2. 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.superbag.co.jp>

第85回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応につきまして、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

【株主様へのお願い】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場をお控えいただき、可能な限り郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- お土産の配布は本年も中止とさせていただきます。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液のご使用にご協力をお願い申し上げます。
- 会場入口において検温にご協力いただき、発熱が認められた方及び体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- 当社役員及び運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- 受付時は間隔を空けて整列入場にご協力お願いいたします。
- 株主総会の議事は、例年より時間短縮する方法を検討しております。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.superbag.co.jp>) にてお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額711,041,700円を計上しております。

つきましては、繰越利益剰余金の欠損を填補し早期に財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項及び第452条の規定に基づき、利益準備金の全額及びその他資本剰余金の一部並びに別途積立金の全額を取り崩し、繰越利益剰余金へ振り替えを行うものであります。

1. 利益準備金の額の減少の内容

- (1) 減少する準備金の項目及びその額
利益準備金 285,500,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 285,500,000円
- (3) 利益準備金の減少が効力を生ずる日
2022年8月1日

2. 剰余金の処分の内容

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 168,667,130円
別途積立金 251,670,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 420,337,130円
- (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日
2022年8月1日

これらにより、振替後の利益準備金の額は0円、その他資本剰余金は431,660,270円、別途積立金は0円、繰越利益剰余金の額は5,204,570円のマイナスとなります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもちまして任期が満了いたします。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	樋口肇 (1970年5月21日生) <所有する当社の株式数> 1,500株 再任	1994年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2020年4月 当社入社 当社ベンダー推進部長 2021年4月 当社執行役員(経営担当) 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員(現任)
	取締役候補者とした理由 樋口 肇氏は、長年にわたり損害保険業務に携わり、営業部門のマネジメント業務経験を通して専門的な知識を有しております。当社代表取締役就任後もそれらの経験等を活かし、経営全般において強いリーダーシップを発揮し、成長戦略の推進に努めております。当社グループのさらなる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
2	兼平修一 (1967年2月17日生) <所有する当社の株式数> 1,000株 再任	1989年4月 株式会社日本興業銀行入行 2020年10月 当社顧問 2021年4月 当社執行役員管理本部副本部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長 2021年8月 当社取締役常務執行役員管理本部長(現任)
	取締役候補者とした理由 兼平修一氏は、長年にわたり金融業務に携わり、豊富な海外勤務経験と専門的な知識を有しております。当社においてもそれらの経験等を活かし、管理部門の長として総務部門をはじめ、経理・財務に関する高い専門知識と幅広い知見を有しております。当社グループのさらなる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	ふく だ ひで のり 福 田 英 範 (1947年7月3日生) <所有する当社の株式数> 10,572株 再任	1970年4月 大日本印刷株式会社入社 1996年12月 大日本製本株式会社代表取締役社長 2009年10月 DICグラフィックス株式会社取締役常務執行役員 2014年4月 当社顧問 2014年6月 当社取締役社長補佐 2016年5月 当社取締役社長補佐執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長
取締役候補者とした理由 福田英範氏は、企業経営者としての豊富な経験と実績があり、当社及びグループ会社においても、取締役として経営に参画し培われた豊富な経験・知識・人脈を有しております。当社グループのさらなる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	もと はし ひで あき 本 橋 秀 明 (1960年6月10日生) <所有する当社の株式数> 一株 再任	1991年8月 当社入社 1995年4月 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 2010年3月 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 当社執行役員 2016年5月 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 当社取締役執行役員 2017年6月 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理 (現任) (重要な兼職の状況) 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
取締役候補者とした理由 本橋秀明氏は、入社以来長年にわたり国外グループ会社で経営者としての豊富な経験と実績を有しており、グローバルな視点で経営の指揮を執る等、成長戦略の推進に努めております。当社グループのさらなる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p style="text-align: center;">もと き あゆむ 元 木 歩</p> <p style="text-align: center;">(1965年3月14日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 1,000株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>2010年4月 当社量販店第二営業部長代行</p> <p>2011年4月 当社量販店第二営業部長</p> <p>2015年4月 当社経営統括部長兼経営戦略室長</p> <p>2016年4月 当社経営統括部長</p> <p>2016年5月 当社執行役員経営統括部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員経営統括部長兼ネット通販事業室長</p> <p>2018年4月 当社執行役員経営統括部長 兼特命案件推進チーム(リーダー)</p> <p>2020年4月 当社執行役員経営統括部長</p> <p>2020年11月 当社執行役員調達本部長兼調達部長</p> <p>2021年6月 当社取締役執行役員調達本部長兼調達部長</p> <p>2021年8月 当社取締役執行役員 調達本部長兼調達部長兼ベンダー推進部長</p> <p>2021年10月 当社取締役執行役員調達本部長兼調達部長</p> <p>2022年4月 当社取締役執行役員営業本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>上海世霸包装材料有限公司董事長</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>元木 歩氏は、入社以来長年にわたり営業部門を担当したのち、企画部門、調達部門の長を歴任するなど、当社業務に幅広く精通し、豊富な経験と実績を有しております。当社グループのさらなる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
	ふる かわ はじめ 古 川 肇 (1956年3月12日生) <所有する当社の株式数> 500株 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1978年9月 西崎高正税理士事務所入所 1981年6月 東京税理士会入会、税理士登録 1994年1月 西崎高正税理士事務所継承 古川肇税理士事務所開設（現任） 1995年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役（現任）
6		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 古川 肇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務及び会計に関する専門的な知識・経験を有しております。それらの経験等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 古川 肇氏には、税務の専門家として当社及び関係会社の収支へのアドバイス、また当社の取締役の個人別の報酬等の決定に独立した立場からの監督機能を果たしていただくことを期待しております。
		(注)1. 古川 肇氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 2. 古川 肇氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。また、同氏は過去に当社の監査役でありました。 3. 当社は古川 肇氏との間において、期待された役割を充分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。 ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は担保されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、保険料は全額会社負担としております。各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

本総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会及び監査役会の構成は次のとおりであります。

氏名	地位	経営戦略	営業・マーケティング	財務会計	法務 リスク管理	製造 技術開発
樋口 肇	代表取締役 社長執行役員	○	○		○	
兼平 修一	取締役 常務執行役員	○		○	○	
福田 英範	取締役社長補佐 執行役員	○	○			○
本橋 秀明	取締役 執行役員	○	○			○
元木 歩	取締役 執行役員	○	○			○
古川 肇	社外取締役			○	○	
毛塚 和男	常勤監査役	○		○		
村岡 公一	社外監査役	○				
米林 和吉	社外監査役				○	

(注) 上記一覧表は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもちまして任期満了により退任されます取締役大山 亨及び吉田精一の各氏に対し、その在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で贈呈いたしたく存じます。贈呈する具体的な金額、時期及び方法は取締役会にご一任願いたく存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おお やま とおる 大 山 亨	2012年6月 当社取締役 2016年5月 当社取締役執行役員 2017年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
よし だ せい いち 吉 田 精 一	2009年6月 当社取締役 2016年5月 当社取締役執行役員（現任）

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な経済活動の制限、個人消費の低迷が続きました。ワクチン接種率の上昇や緊急事態宣言解除による段階的な経済活動の再開に伴い、景気の持ち直しが期待されるものの、為替相場の動向やウクライナ情勢の緊迫化、原油価格・原材料価格等の高騰といった国内経済の下振れリスクへの懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、コロナ禍における生活様式の変化により、ECサイト向けの宅配資材需要が拡大したものの、百貨店を始めとした来店型事業における包装資材需要は、コロナ前の水準までの回復には至っておらず、原材料・物流コストの高騰、急速な円安進行といった外部要因による影響もあり、非常に厳しい状況で推移いたしました。

また、プラスチック製レジ袋の有料化から1年以上が経過し、当社グループの主力製品であるレジ袋の販売規模縮小に底打ち感が見えてまいりました。今後は、環境に配慮した素材やプラスチック製包材の紙化提案といった販促活動を推進し、ESGやSDGsといった環境対策に取り組むお客様とともに、循環型経済社会の実現を目指します。

このような環境のもと、2021年6月30日に当社グループの中期経営計画『次世代パッケージ企業への転換』を公表いたしました。『環境対応と成長基盤確立のための3ヵ年～本気の変革～』を基本方針とした事業構造改革の初年度として、「コスト削減」、「不採算事業の改善」、「新規事業の発掘」、「業務フローの効率化」、「組織・人員の見直し」などに取り組み、引き続き環境戦略の強化、構造改革の徹底及び事業の見極めに努めてまいりました。当期においては、レジ袋を生産するグループ会社の操業停止とそれに伴う固定資産の売却及び人員の調整を行いました。また、国内複数拠点の閉鎖に加え希望退職者の募集を行い、経営資源の効率的な活用を図るとともに、今後の収益性の改善に向けた取り組みを加速してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は25,134百万円（前年同期比4.3%減）、営業損失496百万円（前年同期は営業損失137百万円）、経常損失503百万円（前年同期は経常損失150百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失642百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失383百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、各セグメントのセグメント損益（営業損益）は、各セグメントに配分していない全社費用607百万円を配分する前の金額であります。

（セグメント別売上高及び受注高）

セグメント区分	売上高（百万円）	前年同期比（%）	受注高（百万円）	前年同期比（%）
紙製品事業	11,062	109.7	11,178	114.1
化成品事業	7,461	77.5	7,338	79.0
その他事業	6,610	101.1	6,626	100.4
合計	25,134	95.7	25,143	97.9

（紙製品事業）

紙製品事業につきましては、人流の増加に伴い紙製包装資材の需要に一定の回復が見られたことなどから、主力の角底袋、手提袋及び紙器の販売数量・金額が増加し、売上高は前年同期に比べ977百万円増加して11,062百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は生産数量増加により生産利益が増加、仕入品の粗利益額も増加したことから、前年同期に比べ240百万円増加して392百万円となりました。

（化成品事業）

化成品事業につきましては、レジ袋有料化やプラスチック製包装資材の紙化といった環境対応の影響により得意先の需要が大きく減少し、またグループ会社の操業を停止したことなどから、主力のレジ袋、ポリ手提袋及びポリ宅配袋の販売数量・金額が減少し、売上高は前年同期に比べ2,170百万円減少して7,461百万円となりました。セグメント損益（営業損益）は売上高減少に加えて円安による輸入価格の上昇や原材料・海上輸送費の高騰などにより粗利益額が減少し、販売管理費が減少したものの、前年同期に比べ715百万円減少して394百万円の損失となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、S・V・S（スーパーバッグ・ベンダー・システム）を主たる事業として展開しておりますが、得意先の需要が営業再開により回復したことなどから、売上高は前年同期に比べ73百万円増加して6,610百万円となりました。品目ごとの販売構成では、包装用品、清掃用品、ファーストフード資材及びS・V・S商品が増加する一方で、事務用品、ギフト用品が減少しております。セグメント利益（営業利益）は粗利益額は微増となり、販売管理費が減少したことから、前年同期に比べ26百万円増加して112百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は132百万円であり、その主なものは、生産設備の増設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、新型コロナウイルスの新たな変異株による感染の再拡大リスク、インフレ率の上昇、世界的な資源価格の高騰、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化などにより、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、2021年6月30日に中期経営計画『次世代パッケージ企業への転換』を公表し、『環境対応と成長基盤確立のための3年～本気の変革～』を基本方針とした事業構造改革を進めており、今年度は2年目にあたり、引き続き「コスト削減」、「不採算事業の改善」、「新規事業の発掘」、「業務フローの効率化」、「組織・人員の見直し」に加えて「包材需要の掘り起こし」などに取り組み、環境戦略の強化、構造改革の徹底及び事業の見極めに努めてまいります。また、環境に配慮した素材やプラスチック製包装資材の紙化提案といった販促活動を推進し、ESGやSDGsといった環境対策に取り組むお客様とともに、循環型経済社会の実現を目指します。

このような経営環境のもと当社グループは、中期経営計画に基づいた抜本的な事業構造改革による成長を目標としております。

そのために、

- ①事業構造の転換
- ②CO₂削減／脱プラ環境対応
- ③新規事業の創出
- ④安定した財務基盤の構築
- ⑤戦略的な新規投資
- ⑥魅力的な職場環境の構築

を基本方針として取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 82 期 2018 年度	第 83 期 2019 年度	第 84 期 2020 年度	第 85 期 2021 年度 (当連結会計年度)
売 上 高	32,995 ^{百万円}	31,895 ^{百万円}	26,253 ^{百万円}	25,134 ^{百万円}
経常利益又は経常損失 (△)	△164 ^{百万円}	476 ^{百万円}	△150 ^{百万円}	△503 ^{百万円}
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△933 ^{百万円}	351 ^{百万円}	△383 ^{百万円}	△642 ^{百万円}
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△610 ^円 53 ^銭	229 ^円 73 ^銭	△250 ^円 93 ^銭	△420 ^円 51 ^銭
総 資 産 額	17,139 ^{百万円}	16,288 ^{百万円}	14,551 ^{百万円}	13,779 ^{百万円}
純 資 産 額	3,270 ^{百万円}	3,256 ^{百万円}	3,053 ^{百万円}	2,453 ^{百万円}
1株当たり純資産額	2,049 ^円 30 ^銭	2,029 ^円 08 ^銭	1,901 ^円 54 ^銭	1,597 ^円 38 ^銭

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海道スーパーバッグ株式会社	60百万円	100.0%	紙袋の製造を委託しております。
上海世霸包装材料有限公司	660万米ドル	100.0%	ポリ袋の製造を委託しております。
台湾超級包装材料股份有限公司	600万台湾ドル	89.8%	台湾国内にて、紙袋等の販売を行っております。
上海世霸商贸有限公司	50万人民元	(100.0%)	中国国内にて、紙袋、ポリ袋、用度品、消耗資材等の販売を行っております。

- (注)1. 当社の議決権比率の()は、間接所有分内数であります。
 2. 株式会社中土製袋所は、2022年2月22日付で清算いたしました。
 3. 当社は、2022年3月30日付で他社が保有する上海世霸包装材料有限公司の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主要な製品	売上高構成比
紙製品事業	紙袋、紙器、包装紙、ラミネート加工紙	44.0%
化成品事業	ポリ袋、ゴミ袋	29.7%
その他事業	ギフト用品、事務用品、清掃用品、販促品	26.3%

(8) 主要な事業所及び工場

①当社

本社	東京都豊島区
支店	大阪、福岡
営業所	札幌、郡山、名古屋、広島
工場	所沢、鶴ヶ島

(注)松本営業所は2022年3月31日をもって廃止し、名古屋営業所及び本社に統合いたしました。

②子会社

国内	北海道スーパーバッグ(株) (三笠市)
海外	上海世霸包装材料有限公司(中国)、上海世霸商贸有限公司(中国)、台湾超級包装材料股份有限公司(台湾)

- (注)1. 株式会社中土製袋所は、2022年2月22日付で清算いたしました。
 2. 上海世霸包装材料有限公司は、2021年12月15日をもって操業を停止いたしました。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
458名〔51名〕	242名減〔5名減〕

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が242名減少しております。主な理由は、当社の連結子会社である株式会社中土製袋所の解散及び上海世霸包装材料有限公司のレジ袋、ポリ袋生産業務の停止に伴い、人員整理を実施したことによるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
390名〔49名〕	42名減〔4名減〕	39歳	17.1年

- (注)1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 前事業年度末に比べ従業員数が42名減少しております。主な理由は希望退職者募集の実施及び自己都合退職によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,662百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,195
株式会社埼玉りそな銀行	420
農林中央金庫	200
株式会社武蔵野銀行	122
明治安田生命保険相互会社	67

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,763,000株
(2) 発行済株式の総数 1,686,154株（自己株式157,875株を含む。）
(3) 当事業年度末の株主数 1,572名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 田 産 業 株 式 会 社	446,797 株	29.24 %
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	68,395	4.48
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	59,022	3.86
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	58,497	3.83
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	50,636	3.31
ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社	50,600	3.31
福 田 晴 明	43,172	2.82
福 田 多 恵 子	36,711	2.40
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	28,500	1.86
伊 藤 忠 紙 パ ル プ 株 式 会 社	24,400	1.60

- (注)1. 当社は、自己株式を157,875株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樋 口 肇	
取 締 役	大 山 亨	営業本部長兼店所担当部長
取 締 役	兼 平 修 一	管理本部長、物流本部管掌
取 締 役	吉 田 精 一	経理部長
取 締 役	福 田 英 範	社長補佐 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長
取 締 役	本 橋 秀 明	上海世霸包装材料有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
取 締 役	元 木 歩	調達本部長兼調達部長 上海世霸包装材料有限公司董事長
取 締 役	古 川 肇	税理士
常 勤 監 査 役	毛 塚 和 男	
監 査 役	村 岡 公 一	村岡運輸株式会社代表取締役社長
監 査 役	米 林 和 吉	弁護士

- (注)1. 上記取締役のうち、古川 肇氏は、社外取締役であります。
2. 上記監査役のうち、村岡公一及び米林和吉の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役毛塚和男氏は、長年にわたり経理・企画管理部門の経験を重ねてきており、財務及び会計に関しての専門的な知識を有しております。
4. 当社は取締役古川 肇氏、監査役村岡公一及び米林和吉の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年6月29日開催の第84回定時株主総会において、樋口 肇、兼平修一及び元木 歩の各氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
6. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
大山 亨	営業本部長兼店所担当部長		2022年4月1日
元木 歩	調達本部長兼調達部長	営業本部長	2022年4月1日

(ご参考) 執行役員体制

当社は、当社グループを取り巻く環境の変化に適切かつ迅速に対応できるよう、執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の執行役員体制は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
代表取締役社長執行役員	樋 口 肇 ※	取 締 役 執 行 役 員	本 橋 秀 明 ※
取締役常務執行役員	大 山 亨 ※	取 締 役 執 行 役 員	元 木 歩 ※
取締役常務執行役員	兼 平 修 一 ※	執 行 役 員	田 中 栄 一
取 締 役 執 行 役 員	吉 田 精 一 ※	執 行 役 員	上 脇 伸 吾
取締役社長補佐執行役員	福 田 英 範 ※	執 行 役 員	手 塚 浩 彦

(注)※は、取締役を兼任いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役古川 肇氏、監査役毛塚和男、村岡公一及び米林和吉の各氏との間において、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が任務を怠ったことによつて当社に損害賠償の責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を取締役会決議により決定しております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は基本報酬、賞与、退職慰労金の金銭報酬で構成することとしております。個人別の報酬は月額固定報酬とし、職位等を勘案した内規に基づき、透明性、公正性かつ客観性が確保されるよう、代表取締役社長が社外取締役に原案を諮問し答申を経た上、株主総会の後に開催される独立社外役員を含む取締役会において、株主総会の決議により決定する報酬総額の限度内で決定いたします。

社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから業績との連動は行わず基本報酬のみとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第52回定時株主総会において、月額2,000万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。

監査役の報酬限度額は、1982年6月29日開催の第45回定時株主総会において、月額200万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

上記報酬の他、社外役員を除く取締役及び監査役が退職する場合には、その在任期間中の功労に報いるため、当社所定の基準により算出した額を株主総会の承認を経て退職慰労金として支給いたします。また、在任中特に功績が著しい者には退職慰労金の他に功労金を支給いたします。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長樋口 肇が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、取締役の担当職務、各期の業績、貢献度を総合的に勘案して決定する権限を有しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長は経営全般に関わり各取締役の業績等を最も評価できる立場にあるためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は原案を社外取締役に諮問し、答申を経た上で、その答申内容に従って決定することとしております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員員の員数
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	76 百万円 (3 百万円)	64 百万円 (3 百万円)	12 百万円 (-)	12 名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	15 百万円 (4 百万円)	14 百万円 (4 百万円)	0 百万円 (-)	3 名 (2名)
合計	91 百万円	78 百万円	13 百万円	15 名

- (注)1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 退職慰労金は、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 3. 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる連結報酬等の額が1億円以上である会社役員は、当期につきましては該当がありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役村岡公一氏は村岡運輸株式会社の代表取締役社長を兼職しております。
 なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古川 肇	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、税理士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、税理士としての専門的な知見から税務について丁寧にご説明いただき、当社及び関係会社の収支についてのアドバイスをいただいております。未出席の取締役会については取締役会資料等を閲覧の上、必要発言を適宜行っております。
監査役	村岡 公一	当事業年度開催の取締役会18回のうち15回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し、企業経営者としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要発言を適宜行っております。未出席の取締役会については取締役会資料等を閲覧の上、必要発言を適宜行っております。
監査役	米林 和吉	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要発言を適宜行っております。未出席の取締役会については取締役会資料等を閲覧の上、必要発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	21百万円

- (注)1. 当社監査役会は、当事業年度の会計監査人の監査計画及び報酬見積り額の算出根拠等を確認し、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月20日に開催した取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制を整備するために、取締役会規則その他関連規則を制定し、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、実効性ある内部統制システムの構築に努める。

ロ. 監査役は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止およびその是正を行う。

ハ. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会的信頼の維持および業務の公正性を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。また、コンプライアンスを推進するために、「スーパーバッグ株式会社 行動憲章」を制定し、これを遵守するとともに、従業員が法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置する。

ニ. 反社会的勢力および団体の不当要求に屈することなく、毅然とした態度で臨む旨を「スーパーバッグ株式会社 行動憲章」に定め、これを遵守するとともに、警察当局や特殊暴力対策連合会などの外部機関との情報交換や各種研修会への参加により信頼関係の構築および連携に努め、反社会的勢力排除のための整備強化を推進する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティー基本方針」を制定し、情報資産の保存、管理を徹底する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社の業務執行に関わるリスクについては、発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。

- ロ. リスクの防止および損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明確化する。
- ハ. 緊急事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応を行い、被害対策と被害の拡大防止に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ロ. 経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役および各本部長等によって構成される本部長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ハ. 「組織および職務分掌規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の職務分掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社に対し、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、営業成績、財務状況その他の重要事項および発生した重要な事象について、当社の担当部門へ定期的な報告を求め、各担当部門長はこれを整理し、当社内必要機関に報告する。また、本部長会においてグループ会社に対するヒヤリングを半期ごとに実施し、それぞれの取締役に對し重要事項の報告を義務付ける。
- ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
グループ会社に対しては、「リスク管理規程」に準拠したリスク管理を求めるとともに、当社においては「関係会社管理規程」にグループ会社の重大なクレーム・その他事故の発生等・品質に関する事項について担当部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」にグループ会社の業務執行に関する事項についての担当部署を規定しており、担当部門長は担当する業務の遂行および改善についてグループ会社に対する指導指針を策定し、必要に応じて本部長会の承認を得て、随時指示を与え指導する。

ニ、子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ会社は法令等に違反またはその懸念が生じた場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する。
- ・グループ会社の監査役は常にグループ会社の業務が適正に執行されているかにつき監査を実施し、当社監査役は、必要な範囲で関係会社に対し事業の経過の概要につき報告を求めることができる。また、グループ会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、当社監査部門により実施する。
- ・当社は、当社グループの取締役に対し、適宜法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ、監査役は、必要に応じて、内部監査室に監査補助者の設置など監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、内部監査室は、その結果を監査役に報告する。
- ロ、監査役より監査業務補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ハ、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑦取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ、当社および当社グループの取締役および使用人は法令・定款違反などの事実を発見した場合の他、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に速やかに報告する。また、報告者に対し不正な目的で通報を行った場合を除き、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ロ、監査役は、取締役会の他、当社グループの重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役および使用人から説明を求める。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職

務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、定期的に代表取締役をはじめとする執行部門との会合をもち、経営上の課題、監査上の課題等について、意見交換を行う。

ロ. 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室からも監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書の提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を確保する内部統制体制の整備および運用を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、研修での教育及び全社会議での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は従業員が法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置しております。

グループ会社に対しては、法令等に違反又はその懸念が生じた場合は、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告することとしており、当社グループのコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

本部長会において、各部署及びグループ各社へのヒヤリングを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、2007年6月28日開催の第70回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第46条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当期の業績につきましては、プラスチック製レジ袋・紙袋の有料化による影響が甚大であり、収益回復に向けた財務基盤の安定化が急務であると判断し、誠に遺憾ではございますが、期末配当につきましては無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、現在進行中の構造改革による収益回復に努めてまいりますので、何卒ご理解と引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については、四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,367	流 動 負 債	7,777
現金及び預金	2,351	支払手形及び買掛金	2,934
受取手形	258	電子記録債務	2,624
売掛金	3,297	短期借入金	1,260
電子記録債権	840	リース債務	99
商品及び製品	1,770	未払金	433
仕掛品	281	未払費用	76
原材料及び貯蔵品	420	未払法人税等	41
前払費用	48	未払消費税等	28
未収入金	85	契約負債	24
その他	13	預り金	17
固 定 資 産	4,411	賞与引当金	171
有形固定資産	2,212	その他	65
建物及び構築物	711	固 定 負 債	3,547
機械装置及び運搬具	607	長期借入金	2,480
土地	644	リース債務	365
リース資産	215	退職給付に係る負債	649
建設仮勘	11	役員退職慰労引当金	51
その他	22	負 債 合 計	11,325
無形固定資産	47	純 資 産 の 部	
借地権	3	株 主 資 本	2,153
ソフトウェア	24	資本金	1,374
リース資産	3	資本剰余金	1,409
電話加入権	15	利益剰余金	△367
投資その他の資産	2,151	自己株式	△263
投資有価証券	1,349	その他の包括利益累計額	287
事業保険	84	その他有価証券評価差額金	105
差入保証金	125	為替換算調整勘定	123
退職給付に係る資産	487	退職給付に係る調整累計額	58
繰延税金資産	56	非支配株主持分	12
その他	48	純 資 産 合 計	2,453
貸倒引当金	△0	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,779
資 産 合 計	13,779		

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	25,134
売上原価	20,869
売上総利益	4,264
販売費及び一般管理費	4,761
営業外損失	496
受取利息及び配当金	35
持分法による投資利益	41
受取貸倒引当金戻入	9
受取保険金	3
その他	16
営業外費用	29
支払利息	100
為替差損	24
貸替費	5
その他	11
経常損失	142
特別損失	503
固定資産売却益	422
役員退職慰労引当金戻入	10
助成金収入	51
特別損失	484
固定資産除却損	5
固定資産売却損	11
リース資産除却損	1
投資有価証券評価損	22
事業構造改革費用	459
減損	159
税金等調整前当期純損失	660
法人税、住民税及び事業税	678
法人税等調整額	24
当期純損失	11
非支配株主に帰属する当期純損失	714
親会社株主に帰属する当期純損失	71
	642

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,374	1,457	268	△263	2,837
当期変動額					
剰余金の配当					—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△642		△642
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△40			△40
連結子会社の清算による 増減		△6	6		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△47	△635	△0	△683
当期末残高	1,374	1,409	△367	△263	2,153

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	68	△1	2	69	147	3,053
当期変動額						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)						△642
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の取得 による持分の増減						△40
連結子会社の清算による 増減						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	37	124	56	218	△134	84
当期変動額合計	37	124	56	218	△134	△599
当期末残高	105	123	58	287	12	2,453

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,407	流動負債	7,317
現金及び預金	1,769	支払手形	664
受取手形	256	買掛金	1,952
売掛債権	3,137	電子記録債権	2,624
商品及び製品	840	短期借入金	1,174
仕掛品	1,663	リース債	99
原材料及び貯蔵品	279	未払金	424
前払費用	248	未払費用	57
未収入金	42	未払法人税等	34
その他の	156	未払消費税等	22
	11	契約負債	24
固定資産	4,816	預り金	14
有形固定資産	1,948	賞与引当金	159
建物	502	その他	65
構築物	8	固定負債	3,408
機械及び装置	555	長期借入金	2,422
車両運搬具	0	リース債	365
工具及び備品	17	退職給付引当金	573
土地	637	役員退職慰労引当金	46
リース資産	215	負債合計	10,726
建設仮勘定	12	純資産の部	
無形固定資産	43	株主資本	2,392
ソフトウェア	24	資本金	1,374
リース資産	3	資本剰余金	1,450
電話加入権	15	資本準備金	849
投資その他の資産	2,824	その他資本剰余金	600
投資有価証券	1,228	利益剰余金	△168
関係会社株	860	利益準備金	285
事業保証	84	その他利益剰余金	△454
差入保証金	121	固定資産圧縮積立金	5
長期前払費用	44	別途積立金	251
前払費用	420	繰越利益剰余金	△711
繰延税金資産	61	自己株式	△263
その他の引当金	2	評価・換算差額等	105
	△0	その他有価証券評価差額金	105
資産合計	13,224	純資産合計	2,498
		負債及び純資産合計	13,224

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		23,967
売上原価		19,822
売上総利益		4,145
販売費及び一般管理費		4,341
営業損失		196
営業外収益		
受取利息及び配当金	81	
受取賃貸料	4	
貸倒引当金戻入額	3	
受取保険金	3	
その他	13	106
営業外費用		
支払利息	92	
為替差損	16	
賃貸費	3	
その他	2	114
経常損失		204
特別利益		
固定資産売却益	0	
子会社清算益	154	
役員退職慰労引当金戻入額	10	
助成金収入	51	217
特別損失		
固定資産除却損	3	
投資有価証券評価損	22	
事業構造改革費用	47	72
税引前当期純損失		60
法人税、住民税及び事業税	18	
法人税等調整額	8	27
当期純損失		88

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,374	849	600	1,450	285	5	251	△623	△80
当期変動額									
剰余金の配当								—	—
当期純損失(△)								△88	△88
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	—
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	—	△87	△88
当期末残高	1,374	849	600	1,450	285	5	251	△711	△168

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△263	2,481	68	68	2,549
当期変動額					
剰余金の配当		—			—
当期純損失(△)		△88			△88
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			37	37	37
当期変動額合計	△0	△88	37	37	△50
当期末残高	△263	2,392	105	105	2,498

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年 5月25日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人
東京都港区
指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 人 見 亮 三 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバッグ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年 5月25日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人
東京都港区
指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 人 見 亮 三 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月2日

スーパーバッグ株式会社 監査役会

常勤監査役	毛 塚 和 男	㊟
社外監査役	村 岡 公 一	㊟
社外監査役	米 林 和 吉	㊟

以上

以上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地

当社 所沢工場 会議室

交通 西武池袋線狭山ヶ丘駅西口より徒歩13分

※当社マイクロバスによる送迎はございません。

